

# 島根県報

平成24年3月30日(金)

号外 第 6 6 号 (毎週火・金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>~</b>
<b>_</b>	

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

# 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第55号)

- 1 規則の概要
- (1) 平成24年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正
  - ア 覚せい剤取締法の規定により、覚せい剤施用機関の廃止等に係る届出を受理すること。(別表第3関係)
  - イ 麻薬及び向精神薬取締法の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の返納を受理すること。(別表第3関係)
  - ウ 大麻取締法の規定により、大麻取扱者免許証の返納を受理等をすること。(別表第3関係)
- (3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う所要の改正
- (4) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正
- 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第55号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 医療統括監 組織規則第16条第2項に規定する医療統括監をいう。

第2条中第30号を第33号とし、第27号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、第26号を第27号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 図 統括出納監察監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する統括出納監察監をいう。
- ② 医療企画監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する医療企画監をいう。

第2条中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「職員及び職員の職の設置に関する規則」の次に「(昭和31年島根県規則第85号)」を加え、同号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 管理監 組織規則第16条第2項に規定する管理監をいう。

第5条第2項中「管理監」の次に「、医療企画監、統括指導監査監」を、「統括技術専門監」の次に「、統括出納監査 監」を加える。

第7条第1項第13号中「第2条第6号から第26号まで」を「第2条第8号から第33号まで」に、「第16号」を「第15号」に改める。

第15条第1項の表部長の項中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 10) 医療企画監を置く課にあっては、当該医療企画監が掌理する事務については当該医療企画監
- (11) 統括指導監査監を置く課にあっては、当該統括指導監査監が掌理する事務については当該統括指導監査監

第15条第1項の表部長の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号

を加える。

(5) 当該事務を掌理する医療統括監

第15条第1項の表出納局長の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該事務を掌理する統括出納監察監

第15条第1項の表課長の項中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 統括出納監察監を置く課にあっては、当該統括出納監察監が掌理する事務については当該統括出納監察監 第15条第1項の表課長の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 医療企画監を置く課にあっては、当該医療企画監が掌理する事務については当該医療企画監

第19条中「限る。)」の次に「、医療企画監、統括指導監査監」を、「統括技術専門監」の次に「、統括出納監査監」 を、「室長」の次に「、センター長、管理所長、上席調整監」を加える。

別表第2総務部の表総務課の項第1号知事決裁事項の欄の(2)中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同表人事課の項 第10号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

別表第2地域振興部の表土地資源対策課の項を削る。

別表第2環境生活部の表環境政策課の項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「第16条第2項」を「第16条第2項第2号ロ」に改め、同欄の(2)中「第17条第3項」を「第17条」に、「作成し、環境大臣の同意を得る」を「作成する」に改め、同欄の(3)を削り、同項第4号部長専決事項の欄の(2)中「第14条の9第5項(同条第7項」を「第14条の9第6項(同条第8項」に改め、同項第5号知事決裁事項の欄の(4)中「の同意を得る」を「に協議する」に改め、同項第7号部長専決事項の欄の(3)中「及び第2項」を削り、「市町村長」を「町村長」に改め、同欄に次のように加える。

(4) 法第5条第2項の規定により、周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴取すること。

別表第2環境生活部の表環境政策課の項第8号部長専決事項の欄の(2)及び同項第9号部長専決事項の欄の(2)中「市町村長」を「町村長」に改める。

別表第2健康福祉部の表高齢者福祉課の項第2号部長専決事項の欄の倒中「法」を「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)」に改め、同欄の倒から倒までの規定中「法」を「旧介護保険法」に改め、同表青少年家庭課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「第34条の5」を「第34条の6」に改め、同欄の(2)中「第34条の13第3項」を「第34条の14第3項」に、「の設備等の改善」を「を行う者に対し、その基準に適合するために必要な措置を採るべき旨」に改め、同欄の(3)中「第34条の13第4項」を「第34条の14第4項」に改め、同欄の(4)中「第34条の16第3項」を「第34条の17第3項」に改め、同欄の(5)中「第34条の16第4項」を「第34条の17第4項」に改め、同欄の(5)中「第34条の16第4項」を「第34条の17第4項」に改め、同欄中(5)を(4)とし、(4)を(3)とし、同欄の(3)中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同欄中(5)を(4)とし、(4)を(3)とし、同欄の(3)中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同欄中(2)を(1)とし、同欄の(1)中「指定知的障害児施設等の設置者が、」を「指定障害児入所施設等の設置者が」に改め、同欄中(2)を(1)とし、同欄の(1)中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等の設置者が」に改め、同欄中(2)を(1)とし、同欄の(1)中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等の設置者が」に改め、同欄中(2)を(1)とし、同欄の(1)中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「を遵守すべき」を「の遵守等の措置をとるべき」に改め、同欄中(1)を(10)とし、(10)の前に次のように加える。

- (1) 法第21条の5の22第1項の規定により、指定障害児事業者等に対し、基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告すること。
- (2) 法第21条の5の22第2項の規定により、指定障害児事業者等が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (3) 法第21条の5の22第3項の規定により、指定障害児事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (4) 法第21条の5の22第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。
- (5) 法第21条の5の23第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一

部の効力を停止すること。

- (6) 法第21条の5の27第1項の規定により、指定障害児事業者等に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。
- (7) 法第21条の5の27第2項の規定により、指定障害児事業者等が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (8) 法第21条の5の27第3項の規定により、指定障害児事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (9) 法第21条の5の27第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。
- 別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第1号部長専決事項の欄に次のように加える。
- (15) 法第24条の40第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。
- (16) 法第24条の40第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (17) 法第24条の40第3項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (18) 法第24条の40第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「第49条第1項から第3項まで」を「第49条第1項及び第2項」に、「を遵守すべきこと」を「の遵守等の措置をとるべきこと」に改め、同欄の(2)中「第49条第4項」を「第49条第3項」に改め、同欄の(3)中「第49条第5項」を「第49条第4項」に改め、同欄の(4)中「第49条第6項」を「第49条第5項」に改め、同欄の(7)を次のように改める。

- (7) 法第51条の4第1項の規定により、指定事業者等に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。 別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第4号部長専決事項の欄中(18)を(30)とし、(17)を(29)とし、同欄の(16)中「相談支援 事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同欄中(16)を(28)とし、(8)から(15)までを(20)から(37)までとし、(7)の 次に次のように加える。
  - (8) 法第51条の4第2項の規定により、指定事業者等が勧告に従わなかった旨を公表すること。
  - (9) 法第51条の4第3項の規定により、指定事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - (10) 法第51条の4第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。
  - (11) 法第51条の28第1項の規定により、指定一般相談支援事業者に対し、基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告すること。
  - (12) 法第51条の28第3項の規定により、指定一般相談支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
  - (13) 法第51条の28第4項の規定により、指定一般相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - (14) 法第51条の28第5項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。
  - (15) 法第51条の29第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
  - (16) 法第51条の33第1項の規定により、指定相談支援事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。
  - (17) 法第51条の33第2項の規定により、指定相談支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
  - (18) 法第51条の33第3項の規定により、指定相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - (19) 法第51条の33第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項第2号部長専決事項の欄の(2)中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同欄の(3)中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め、同表農畜産振興課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第6項」を「第4条第8項」に改め、同項第12号部長専決事項の欄の(1)中「第2条の4第3項」を「第2条の4第4項」に、「第2条の3第3項」を「第2条の4第4項」に改め、同欄の(2)中「第2条の4第3項」を「第2条の4第4項」

に、「第2条の3第4項」を「第2条の3第5項」に改め、同表農村整備課の項第1号部長専決事項の欄の4)中「及び第 89条の2第4項」を「又は同条第4項において準用する第87条第7項」に改め、同表農地整備課の項第1号部長専決事項 の欄の(5)中「第8条の2第1項」の次に「の規定」を加え、同欄の(8)中「の承認を受ける」を「に協議し、その同意を得 る」に改め、同表森林整備課の項第1号部長専決事項の欄の(6)中「第10条の11の7」を「第10条の11の8」に改め、同項 第3号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第1項又は第3項」を「第4条第1項又は第4項」に改め、同欄の(2)中「第7条 第1項又は第4項|を「第7条第1項又は第5項|に改め、同表漁港漁場整備課の項第3号部長専決事項の欄の(9)中「の 承認を受ける」を「に協議し、その同意を得る」に改める。

別表第2商工労働部の表企業立地課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改め、 同欄の(2)中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改め、同表中小企業課の項第1号部長専決事項の欄の(2)を削り、同項 第7号部長専決事項の欄の(12)を削る。

別表第2土木部の表用地対策課の項に次の2号を加える。

- 49年法律第92号)及び国 行に関する事務
- 4 国土利用計画法(昭和|(1) 法第5条第3項又は第8項の規定によ|(1) 法第7条第3項又は第9項の規定によ り、全国計画の案の作成及び変更につい 土利用計画法施行令(昭 て国土交通大臣に意見を述べること。
  - 和49年政令第387号)の施(②) 法第7条第1項又は第9項の規定によ 長の意見を聴くこと。 り、県計画を定め、又は変更すること。 (2) 法第8条第6項又は第7項の規定によ
    - (3) 法第9条第1項の規定により、土地利 用基本計画を定めること。
    - (4) 法第12条第1項、第11項、第12項又は 第15項の規定により、規制区域を指定 し、規制区域の指定期間が満了する場合 (3) 法第9条第10項又は第14項の規定によ において再指定し、指定を解除し、又は 区域の減少をすること。
    - (5) 法第27条の3第1項又は同条第3項に 及び市町村長の意見を聴くこと。 第12項(法第27条の3第5項において準 用基本計画を変更すること。 視区域を指定し、注視区域の指定期間が 満了する場合において再指定し、指定を 解除し、又は区域の減少をすること。
    - (6) 法第27条の6第1項又は同条第3項に おいて準用する法第12条第11項若しくは (6) 法第16条第2項の規定により、土地に 視区域を指定し、監視区域の指定期間が 解除し、又は区域の減少をすること。

- り、県計画を定める場合又は変更につい て島根県国土利用計画審議会及び市町村
- り、市町村計画の報告を受けたとき、又 は変更について島根県国土利用計画審議 会の意見を聴いて、市町村に対し、必要 な助言又は勧告をすること。
- り、土地利用基本計画を定める場合又は 変更について島根県国土利用計画審議会
- おいて準用する法第12条第11項若しくは (4) 法第9条第14項の規定により、土地利
- 用する場合を含む。)の規定により、注 (5) 法第12条第6項、第13項又は第15項の 規定により、関係市町村長の意見を付し て規制区域の指定、解除又は区域の減少 が相当であることについて島根県土地利 用審査会の確認を求めること。
- 第12項(法第27条の6第5項において進 関する権利の移転等の許可をする場合に 用する場合を含む。)の規定により、監 おいて、島根県土地利用審査会の意見を 聴くこと。
- 満了する場合において再指定し、指定を (7) 法第17条第1項の規定により、法第14 条第1項の許可申請について、許可又は 不許可の処分をすること。
  - (8) 法第18条の規定により、国、地方公共 団体その他政令で定める法人が、法第14 条第1項に規定する場合において協議す ること。

- (9) 法第19条第2項の規定により、土地に 関する権利を買い取ること。
- (10) 法第22条の規定により、都市計画その 他の土地利用に関する計画の決定又は土 地利用に関する計画に係る事業の実施等 の措置を講ずること。
- (11) 法第24条第1項の規定により、法第23 条第1項の届出があった場合において、 勧告基準に該当するときは、島根県土地 利用審査会の意見を聴いて、その届出を した者に対し土地の利用目的について必 要な変更をすべきことを勧告すること。
- (12) 法第25条(法第27条の5第4項、第27 条の8第2項及び第31条第2項において 準用する場合を含む。)の規定により、 勧告を受けた者に対し、その勧告に基づ いて講じた措置について報告させるこ と。
- (13) 法第26条(法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表すること。
- (14) 法第27条(法第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により、土地の利用目的が変更され、又は土地売買等の契約の締結が中止された場合において、必要があると認めたときは、当該土地に関する権利の処分についてあっせんその他の措置を講ずること。
- (15) 法第27条の3第2項(同条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により、注視区域を指定し、指定を解除し、又は区域の減少をしようとする場合に、島根県土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くこと。
- (16) 法第27条の5第1項の規定により、法 第27条の4第1項の届出があった場合に おいて、勧告基準に該当するときは、島 根県土地利用審査会の意見を聴いて、そ

- の届出をした者に対し必要な措置を構ず べきことを勧告すること。
- (17) 法第27条の6第2項(同条第4項(同条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第27条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定により、監視区域を指定し、指定を解除し、若しくは区域の減少をしようとする場合又は同条第2項の規則を定めようとする場合に、島根県土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くこと。
- (18) 法第27条の8第1項の規定により、法 第27条の7第1項において準用する法第 27条の4第1項の規定による届出があっ た場合において、勧告基準に該当すると きは、島根県土地利用審査会の意見を聴 いて、その届出をした者に対し必要な措 置を講ずべきことを勧告すること。
- (19) 法第28条第1項又は法附則第2条第1 項の規定により、遊休土地に該当すると 認めること。
- 20) 法第30条又は法附則第2条第5項の規 定により、届出に係る遊休土地の有効か つ適切な利用の促進に関し、必要な助言 をすること。
- ②1) 法第31条第1項又は法附則第2条第5 項の規定により、島根県土地利用審査会 の意見を聴いて、法第29条第1項の規定 による届出をした者に対し、計画を変更 すべきことその他必要な措置を講ずべき ことを勧告すること。
- ② 法第32条第1項の規定により、買取り協議を行う者を定め、その者が買取りの協議を行う旨を法第31条第1項の規定による勧告を受けた者に通知すること。
- (2) 施行令第9条第1項の規定により、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地を選定し、当該画地の単位面積当たりの標準価格を判定すること。

5 不動産の鑑定評価に関 する法律(昭和38年法律 第152号)の施行に関する (1) 法第41条の規定により、不動産鑑定業者に対し、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除する

事務 こと。

別表第2土木部の表道路維持課の項第1号知事決裁事項の欄の(2)中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改め、同欄に次のように加える。

(4) 法第17条第3項の規定により、町村が県道を管理することについて、協議を受けること。

別表第2土木部の表道路建設課の項第1号知事決裁事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、同号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを(2)から(4)までとし、同項第2号を削り、同項の次に次のように加える。

高速道路	1 道路整備特別措置法	(1) 法第3条第3項の規定によ	(1) 法第8条第3項の規定により、独立
推進課	(昭和31年法律第7	り、西日本高速道路株式会社の	行政法人日本高速道路保有・債務返済
	号) の施行に関する事	行う高速道路の新設等の協議に	機構が同条第1項の規定により道路管
	務	ついて同意すること。	理者に代わってその権限を行うことに
			ついて意見を述べ、又は同意するこ
			と。

別表第 2 土木部の表河川課の項第 3 号部長専決事項の欄の(2)中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改め、同表港湾空港課の項第 1 号部長専決事項の欄の(5)中「に認可を申請する」を「に協議し、その同意を得る」に改め、同欄の(6)及び(7)中「第 4 条第 7 項」を「第 4 条第10項」に改め、同表都市計画課の項第 1 号部長専決事項の欄の(6)中「の認可を受ける」を「に協議し、同意を得る」に改め、同項第 7 号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(3)までを(2)から(2)までとし、同表下水道推進課の項第 1 号部長専決事項の欄中(2)を削り、同欄の(3)中「定め、国土交通大臣の認可を受ける」を「定める」に改め、同欄中(3)を(2)とし、(4)から(7)までを(3)から(6)までとし、同表建築住宅課の項第 1 号部長専決事項の

欄の(1)中「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同項に次の1号を加える。

13 高齢者の居住の安定確	(1) 法第8条第1項の規定により、登録
保に関する法律(平成13	を拒否すること。
年法律第26号)の施行に	(2) 法第13条第1項の規定により、登録
関する事務	を抹消すること。
	(3) 法第25条の規定により、登録事業者
	に対し、指示をすること。
	(4) 法第26条第1項及び第2項の規定に
	より、登録を取り消すこと。
	(5) 法第27条第1項の規定により、登録
	を取り消すこと。
	(6) 法第65条の規定により、認可事業者
	に対し、助言及び指導を行うこと。
	(7) 法第68条の規定により、認可事業者
	に対し、改善に必要な措置をとるべき
	ことを命ずること。
	(8) 法第69条第1項の規定により、事業
	の認可を取り消すこと。

別表第3環境生活部の表人権同和対策課の項の次に次の1項を加える。

文化国際課	1 旅券法(昭和26年法律第267号)に関す	(1) 法第21条の2の規定による一般旅券の発給
	る事務	に関すること。

別表第3健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改め、同欄の(2)中「第34条の(3)年「第34条の(3)年「第34条の(3)年」に改め、同欄の(3)年「第34条の(3)年」に改め、同欄の(3)年

2項|を「第34条の15第2項|に改め、同表障がい福祉課の項中第3号を第4号とし、同項第2号グループリーダー等専 決事項の欄の(1)中「第46条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「又は指定相談支援事業者」を削り、同欄の(2)中「第 46条第2項|を「第46条第3項|に改め、同欄中(4)を(7)とし、(3)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第51条の2第3項の規定により、指定事業者等から変更の届出を受理すること。
- (4) 法第51条の25第1項及び第2項の規定により、指定一般相談支援事業者からの届出を受理すること。
- (5) 法第51条の31第3項の規定により、指定相談支援事業者から変更の届出を受理すること。

別表第3健康福祉部の表障がい福祉課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

#### 2 児童福祉法の施行に関する事務

- (1) 法第21条の5の19の規定により、指定障害児通所支援事業者から の届出を受理すること。
- (2) 法第21条の5の25第3項の規定により、指定障害児事業者等から 変更の届出を受理すること。
- (3) 法第24条の13の規定により、指定障害児入所施設の設置者から変 更の届出を受理すること。
- (4) 法第24条の19の2の規定により準用する第21条の5の25第3項の 規定により、指定障害児入所施設等の設置者から変更の届出を受理 すること。
- (5) 法第24条の38第3項の規定により、指定障害児相談支援事業者か ら変更の届出を受理すること。
- (6) 法第34条の3第3項の規定により、国及び都道府県以外の者から 変更の届出を受理すること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項第1号事務の種類の欄中「薬事法及び」を「薬事法、」に改め、「昭和36年政 令第11号)」の次に「及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)」を加え、同号グループリーダー等専決事項の欄 に次のように加える。

- 17) 施行規則第159条の9第1項の規定により、登録販売者名簿の登録事項の変更に係る届出を受理すること。
- (18) 施行規則第159条の10第4項の規定により、販売従事登録を消除すること。
- (19) 施行規則第159条の11第1項の規定により、販売従事登録証の書換え交付をすること。
- ② 施行規則第159条の12第1項の規定により、販売従事登録証の再交付をすること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項中第6号を第8号とし、第5号グループリーダー等専決事項の欄中(5)を(11)と し、(4)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 法第35条第1項の規定により、麻薬卸売業者等の事故に係る届出を受理すること。
- (7) 法第46条第1項の規定により、半期ごとに、麻薬卸売業者の期初に所有した麻薬の品名等に係る届出を受理するこ
- (8) 法第47条の規定により、麻薬小売業者の前年の10月1日に所有した麻薬の品名等に係る届出を受理すること。
- (9) 法第48条の規定により、麻薬管理者の麻薬の品名及び数量等に係る届出を受理すること。
- (10) 法第49条の規定により、麻薬研究者の麻薬の品名及び数量等に係る届出を受理すること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項第5号グループリーダー等専決事項の欄中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加 える。

(3) 法第8条の規定により、麻薬卸売業者等の免許証の返納を受理すること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え

る事務

4 覚せい剤取締法の施行に関す (1) 法第9条第2項の規定により、覚せい剤施用機関の廃止等に係る届出を受 理すること。

- (2) 法第9条第3項の規定により、覚せい剤の使用を必要とする研究の廃止に 係る届出を受理すること。
- (3) 法第10条第1項の規定により、覚せい剤施用機関の開設者であった者等の指定証の返納を受理すること。
- (4) 法第11条第1項の規定により、覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付をすること。
- (5) 法第12条第2項の規定により、覚せい剤施用機関の名称の変更に係る届出を受理すること。
- (6) 法第12条第3項の規定により、覚せい剤研究者の氏名等の変更に係る届出 を受理すること。
- (7) 第24条第1項の規定により、覚せい剤施用機関の開設者であった者等の所有していた覚せい剤の品名及び数量に係る報告を受理すること。
- (8) 法第24条第2項の規定により、覚せい剤施用機関等に譲り渡した覚せい剤の品名等に係る報告を受理すること。
- (9) 法第30条の4第1項の規定により、覚せい剤原料取扱者等の業務の廃止に 係る届出を受理すること。
- (10) 法第30条の5において準用する同法第10条第1項の規定により、覚せい剤原料取扱者等の指定証の返納を受理すること。
- (11) 法第30条の5において準用する同法第11条第1項の規定により、覚せい剤 原料取扱者等の指定証の再交付をすること。
- (12) 法第30条の5において準用する同法第12条第2項の規定により、覚せい剤 原料取扱者の名称の変更に係る届出を受理すること。
- (13) 法第30条の5において準用する同法第12条第3項の規定により、覚せい剤 原料研究者の氏名等の変更に係る届出を受理すること。

別表第3健康福祉部の表薬事衛生課の項に次の1号を加える。

7 大麻取締法の施行に関する事 務

- 7 大麻取締法の施行に関する事 (1) 法第10条第4項の規定により、大麻取扱者免許証の返納を受理すること。
  - (2) 法第10条第5項の規定により、大麻取扱者名簿の登録事項の変更に係る届出を受理すること。
  - (3) 法第10条第6項の規定により、大麻取扱者の免許証の再交付をすること。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「離島体験滞在交流促進事業」の次に「、 隠岐ジオパークの世界認定支援事業」を加え、同項第3号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第4条第3項(同条第9項」を「第4条第4項(同条第10項」に改め、同欄の(3)中「第4条第5項(同条第9項」を「第4条第6項(同条第10項」に改め、同表保健所の項第5号地方機関の長専決事項の欄中(19)を削り、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、同項第9号事務の種類の欄中「及び薬事法施行令」を「、薬事法施行令及び薬事法施行規則」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄中(30)を(20)とし、(22)から(31)までとし、(21)の次に次のように加える。

- ② 法第70条第1項の規定により、医薬品等を業務上取り扱う者(医薬品等の製造販売業者及び製造業者を除く。)に対して、廃棄等を命じ、又は同条第2項の規定により廃棄等の処分をさせること。
- 図 法第76条の7第1項の規定により、指定薬物等の廃棄等を命じ、又は同条第2項の規定により、廃棄等をさせること。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

- ③ 施行規則第15条の4第2項の規定により、薬局開設者から郵便等販売に係る届出を受理すること。
- 倒 施行規則第142条において準用する同規則第15条の4第2項の規定により、店舗販売業者から郵便等販売に係る届出

を受理すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)から(8)までを(2)から(5)までとし、同項第22号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、森林居住環境整備事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)」を削り、「農山漁村地域造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)」の次に「、地域自立戦略造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)」を加え、「森林病害虫等被害緊急対策事業、シカ侵入防護柵設置事業、造林新植支援事業及び災害被害森林復旧対策事業」を「新植支援事業、災害被害森林復旧対策事業、景観重要松林保全事業及び景観回復緊急対策事業」に改め、同表農業技術センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(2) 共同研究の実施に関する事務(当該共同研究に係る特許権に関する事務を除く。)を行うこと。

別表第5農業大学校の項地方機関の名称の欄中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同項第1号事務の種類の欄中「島根県立農業大学校奨学金貸与規則」を「島根県立農林大学校奨学金貸与規則」に改め、同表支庁及び県土整備事務所の項第11号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「(法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同項第15号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第13条第2項」を「第14条第2項及び第4項」に、「又は工事に係る作業の停止」を「の停止を命じ、又は災害の防止のために必要な措置をとること」に改め、同表出雲空港管理事務所の項地方機関の長専決事項の欄の(10)中「第11条第3項」を「第14条第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。